

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和4年5月23日（月）

午前10時から

場 所 第1委員会室

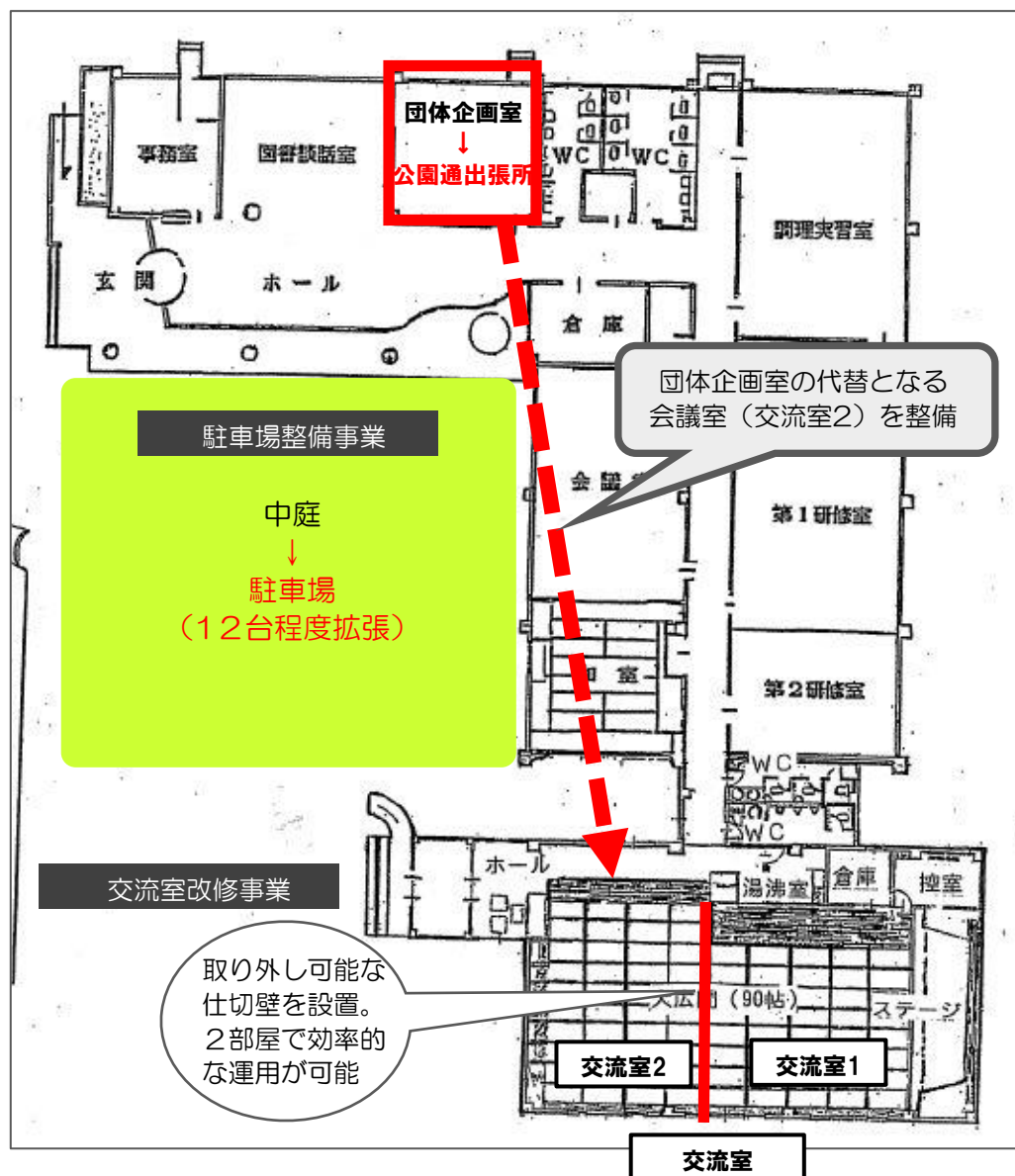
～審査内容～

- 1 議案第38号 山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例
の制定について（市民活動）

令和4年5月23日 民生福祉常任委員会、民生福祉分科会資料

L A B Vプロジェクトによる須恵地域交流センターの施設整備について

【須恵地域交流センター平面図】



【5月補正予算計上】

○駐車場整備事業

- ・駐車場不足の解消するため中庭を駐車場として整備する。
- ・駐車台数（予定） 整備前32台 → 整備後44台（12台増）
- ・事業費 8,100千円

○交流室改修事業

- ・団体企画室に公園通出張所が移転するため、交流室を間仕切りし、代替会議室として整備する。
- ・整備する交流室2は、床の畳を撤去してフローリングとし、机・椅子で会議等が行える仕様とする。
- ・事業費 1,428千円

議案 38 号 山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 須恵地域交流センター使用料改正内容

L A B V プロジェクトによる商工センターの解体に伴い、公園通出張所を須恵地域交流センターの団体企画室に一時移転する予定としている。当該室が利用不能となるため、交流室（旧須恵福社会館）を間仕切りし、交流室 1・2 と分割することで団体企画室の代替会議室として整備することから、条例に定める交流室の使用料を改正するもの。

（部屋使用料：1 時間当たり）

交流室	3 9 0 円
-----	---------



交流室 1	3 1 0 円
交流室 2	3 1 0 円

（冷暖房使用料：1 時間当たり）

	冷房	暖房
交流室	4 9 0 円	3 3 0 円



	冷房	暖房
交流室 1	2 7 0 円	1 6 0 円
交流室 2	2 7 0 円	1 6 0 円

※改正後の使用料の設定は、H26. 4 に公民館の使用料を部屋の面積に応じて改正した際の以下の基準を採用している。

（1 時間当たり）

面積	使用料	冷房	暖房
70～100 m ²	3 1 0 円	2 7 0 円	1 6 0 円
100～200 m ²	3 9 0 円	4 9 0 円	3 3 0 円

（1 時間当たり）

	面積	使用料	冷房	暖房
（旧）交流室	1 6 3 . 3 m ²	3 9 0 円	4 9 0 円	3 3 0 円
（新）交流室 1	9 0 . 6 m ²	3 1 0 円	2 7 0 円	1 6 0 円
（新）交流室 2	7 2 . 7 m ²	3 1 0 円	2 7 0 円	1 6 0 円

2 備考の改正

使用料表の備考に営利目的や市外利用者が使用する場合は割増基準を定めているが、この割増は部屋代のみに対してかかるものであるため、冷暖房や器具費を除くと明文化するもの。

3 施行期日

交流室の改修工事（工期約 2 か月）の終了後から適用することから、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【須恵地域交流センター駐車場整備事業】 イメージ



資料 3

駐 車 枠(予定)	
整備前	32台
整備後	44台

工事請負費	
8,000千円	

